

中小企業等経営力向上設備等証明事業実施要領

制定	平成28年7月1日付	28年度発中畜第	448号
一部改正	平成29年6月6日付	29年度発中畜第	1124号
一部改正	平成30年8月27日付	30年度発中畜第	1996号
一部改正	平成31年4月1日付	30年度発中畜第	5223号
一部改正	令和元年5月24日付	元年度発中畜第	246号
一部改正	令和2年6月25日付	2年度発中畜第	1130号
一部改正	令和3年11月29日付	3年度発中畜第	4626号

1. 趣旨

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、畜産関連の経営力向上設備等及び先端設備等を導入する際の税制措置に係る証明業務を実施することで、質の高い設備投資の促進によって畜産事業者の経営力向上を図り、我が国の畜産生産に寄与する。

2. 実施要件

中小企業経営強化法に基づく経営力向上設備等及び先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の以下のすべての要件を満たす設備とする。

- ① 生産性向上指標に係る要件（年平均1%以上向上）
- ② 最低取得価額要件
- ③ その他中小企業等経営強化法の要件

3. 対象設備

中央畜産会は、以下のいずれかの設備を対象として本業務を実施する。

種類：機械及び装置、器具備品、建物附属設備等

対象となるものの用途・細目		備考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備

25	農業用設備	但し畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備に限る (別表 参照)
----	-------	------------------------------------

4. 実施内容

1) 畜産事業者

施設機械等の設備の取得等を行う者（以下「畜産事業者」という。）は、当該設備を販売した販売会社等（以下「販売会社」という。）もしくは生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」という。）に証明書の発行を依頼する。

2) 販売会社

設備ユーザーから依頼を受けた販売会社は、証明書（様式1）のうち、当該設備の概要等について記載する。

3) 設備メーカー

設備メーカーは、証明書（様式1）のうち該当要件の証明、ならびにチェックシート（様式2）に必要事項を記入し、必要な確認資料を添付の上、中央畜産会宛に証明書の発行を申請する。

4) 申請方法

申請は郵送によるものとする。

5) 郵送先

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9F

公益社団法人中央畜産会 経営力向上設備等に係る証明書 係

施設・機械部会の会員外の設備メーカーは、返信用封筒を同封すること

6) 証明書発行手数料

施設・機械部会員 : 2,000円/枚（消費税抜き）

その他 : 6,000円/枚（消費税抜き）

7) 証明書の発行

中央畜産会は、経営力向上設備等に該当する旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」の依頼を受けた設備メーカーもしくは販売会社に対して様式1により発行する。

5. 確認内容と必要資料

設備メーカーは、自社における旧モデルと比較して生産性向上要件（年平均1%以上向上）を満たしていることが確認可能な資料を中央畜産会に提出する。

中央畜産会は、提出を受けた資料をもとに生産性向上の要件を満たしていることを確認する。

6. 証明書の発行実績の報告と保管

中央畜産会は、証明制度に基づく証明書の発行実績について、証明書（様式1）等の書類により定期的に中小企業庁へ報告する。

中央畜産会は、発行した証明書の複写ならびに申請書類について5年間(年度)保管する。

別表

種苗設備（播種機等）	
電動機	
内燃機関、ボイラー及びポンプ	
トラクター	
	歩行型トラクター
	その他のもの
耕うん整地用機具	
耕土造成改良用機具	
栽培管理用機具	
防除用機具	
穀類収穫調製用機具	
	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター
	その他のもの
飼料作物収穫調製用機具	
	モア、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッター、ヘーテッターレーキ、フォレンジハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレンジブロアー、サイレンジディストリビューター、サイレンジアンローダー及び飼料細断機
	その他のもの
その他の農作物収穫調製用機具	
	その他のもの
農産物処理加工用機具	
	洗卵洗浄機等、自動卵包装装置等、家畜飼養施設に付随する農産物加工処理機
	その他のもの
家畜飼養管理用機具	
	自動給じ機、飼料運搬用施設、自動給水機、搾乳用機械、搾乳用器具、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機
	その他のもの
運搬用機具	
その他の機具	

公益社団法人中央畜産会指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、構築物、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒101-0021
東京都千代田区外神田2丁目16番2号

公益社団法人中央畜産会

会長 森山 裕 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名: 印

担当者氏名: _____

所 属: _____

担当者連絡先(電話番号): _____

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制(国税)に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合(映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等)は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件(取得価額や指定事業等)を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考> 税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て(※3)	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て(※4)	60万円以上	14年以内
構築物	全て(※5)	120万円以上	14年以内
ソフトウェア(※2)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 固定資産税の措置のみ対象。